

鐵鋼關係法規參考資料

郵頒紙大
送代
料金數さ
金實三國
費一部
九部金三
百八十五
錢錢頁判

本冊子印行に就て

平戦何れの時代を問はず、國家の興隆と發展上必須缺く可からざる最重要資材としては、先づ指を鐵鋼に届せねばならぬ事は多言を要せざる處である。殊に近年の國際危局と、昨年7月事變突發以來の時局に處しては、如何なる犠牲を拂ふも凡ゆる困難を克服して、我國鐵鋼の自給自足に達する様、設備の擴充と增産とが推進せられねばならぬ事となつたのである。實に今次の聖戰が我國將來の一大發展と東洋永遠の平和てふ、大使命の達成上、重要なエポックを作つたと同時に、我國の製鐵事業も亦之に依り、一段と其重要性が認識せられ、官民舉つて之が擴充に力を盡くす事となつたのは、洵に天の與ふる好機會であつて、吾人は此の好機を把握して一路斯業の發展に、邁進しなければならぬと同時に、此の擴充計畫の未だ完了せざる期間に於ては、長期建設と戰時目的以外の用途に對し、緩急に應じ、自ら鐵鋼配給に制限を加ふるを要する事も亦已を得ざる事である。政府は茲に見る所あり、一面製鐵事業の擴充を獎勵す可き改正製鐵事業法の公布をなし、他方鐵鋼配給統制規則、鐵鋼使用制限規則を設け、且つ民間自治團體たる、日本鋼材聯合會並に其統制下にある諸組合と聯繫して、鐵鋼の生産、輸出入、價格並に配給の調整を行はしめ、更に進んでは重要な製鋼原料たる、屑鐵の配給統制に及んで居る。此等諸規則は其範圍廣汎にして且つ頗る複雑なるものあるも苟も時局下製鐵鋼業に携はる者は充分徹透せる理解を以てその主旨に副ふ様善處する事が必要であると信ずる、是を以て本會は特に講演會を催ふし、現に鐵鋼配給統制の、指導的立場にある、商工省臨時物資調整局第一課長足立泰雄氏に乞うて、之等諸法規に關する説明を聽取し、其速記に配するに、同氏の輯錄に係はる鐵鋼關係法規參考資料を上梓編纂し、本會々員一同に配布し、餘部は之を一般希望者に頒布する事となしたのである。本會は之に依り、現下本邦鐵鋼關係事業者の、之等諸法規に對する正しき認識と理解とを深め、官民協力時局善處の一助たらん事を切望するものである。

昭和14年1月

社團法人 日本鐵鋼協會

東京市麹町區丸ノ内二ノ一〇仲一四號館

電話(23)三六二六番

振替貯金口座東京一九三番